



# 扶養増添付書類一覧

被扶養者それぞれについて、当てはまる項目にチェックを入れ、必要書類を確認してください。

**なお、状況に応じ、下記以外の書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。**

※ 必要書類は（写）の表記がないものについては原本が必要です。

## ■ 続柄による必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	続柄	添付が必要な書類
	配偶者	配偶者の最新の所得証明書 扶養状況申告書
	子	子の最新の所得証明書 扶養状況申告書 ※いずれも中学生以下、または高校生（通信制や定時制課程等の場合を除く）は提出不要
		従業員である被保険者が未婚 世帯全員が記載された住民票 ※続柄省略不可
		従業員である被保険者が既婚 配偶者が健保の扶養である - 配偶者が健保の扶養ではない 共働き配偶者の状況申告書（および収入に関する必要書類）
	配偶者・子以外	申請する家族の最新の所得証明書 被扶養者申請理由書 世帯全員が記載された住民票 ※続柄省略不可 住民票に記載のある者の収入に関する必要書類（既に従業員の扶養に入っている者は除く）

## ■ 申請理由による必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	理由	添付が必要な書類
	入社	-
	出生	出生届（写）または母子健康手帳出生届出済証明欄（写） ※父母の名前、現住所の記載のあるもの
	結婚	婚姻受理証（写）または戸籍抄本（写）
	収入減少	下記、収入に関する必要書類を参照
	退職/廃業	下記、雇用保険に関する必要書類を参照
	任継加入	別途確認ください
	扶養交代	別途確認ください
	その他	別途確認ください

※申請理由は最新の事由に準拠しますが、現在無職であっても最新の所得証明書に収入（所得）の記載がある場合は「退職/廃業」の項目の書類もご提出ください。

## ■ 収入に関する必要書類 【あてはまるものすべてにチェック】

チェック	収入の種類	添付が必要な書類
	現在無収入	- ※所得証明に収入金額がある場合は退職等の確認ができる書類が必要です。
	給与収入がある	直近3ヶ月の平均が収入限度額を下回っている場合 直近給与明細3ヵ月分（写）
		勤め始めの場合 雇用契約書（写）
		健康保険喪失の場合 健康保険喪失証明書（写）
	年金 受給している	最新の年金振込通知書（写）
	年金 受給していないが60歳以上である	支給が始まっていないことの証明書類（ねんきん定期便（写）等）
	自営業・農業・不動産賃貸等の収入がある	確定申告第1表・第2表（写）、収支内訳書（写）又は青色申告決算書（写）一式等
	その他の収入がある	別途確認ください

## ■ 雇用保険に関する必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	状況	添付が必要な書類
	就職したことがない	-
	失業給付を受給しない	雇用保険等失業給付金受給に関する誓約書と、離職票Ⅰ・Ⅱ（写）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）
	失業給付を受給する	雇用保険等失業給付金受給に関する誓約書と、受給資格者証の1面（写）とその裏面（写）（※1）
	失業給付が受給終了した	受給資格者証の1面と最終面（写）
	失業給付を受給延長する	雇用保険等失業給付金受給に関する誓約書と、退職証明書（写）、受給期間延長通知書（写…後日可）（※2）
	雇用保険非加入だった	退職/廃業証明書（写）、雇用保険に加入していなかった証明（写：給与明細書、退職源泉徴収票等）

※1 受給資格者証が退職後30日以内に提出できない場合は、状況申告書または被扶養者申請理由書に交付予定日を記入し、予定日到達後14日以内に提出してください。

※2 受給延長通知書が30日以内に提出できない場合は、母子健康手帳の写し等、延長理由がわかる書類を添付してください。受給延長通知書が交付された後14日以内に提出してください。

## ■ 居住区分による必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	区分	添付が必要な書類
	同居	-
	別居	6ヶ月分の送金証明として銀行振込控（写）または預金通帳（写）
		別居先世帯全員が記載された住民票 ※続柄省略不可

※送金証明は、連続した3ヶ月分の提出で仮認定を受けられますが、その後3ヶ月分追加提出してください。手渡しは証拠が残らないため認められません。

※被扶養者が学生で別居の場合、送金証明は不要です。代わりに在学証明書を提出してください。